

徳島県告示第四百十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社杉山訪問ケア	徳島市富田橋四丁目四七番地七	株式会社杉山訪問ケア	徳島市富田橋四丁目四七番地七	訪問介護	令和二年六月一日
社会福祉法人青陽会	同 飯谷町上里四二番地の一	光の園ヘルパーステーション	同 一 浜野町西池二七・一	同	同
合同会社フミサク	同 川内町上別宮北一三番地二	ヘルパーステーションミント	板野郡藍住町徳命字新居須七六番地一 二階	同	同
合同会社ホワイトペア	板野郡藍住町住吉字江端一四番地一	ヘルパーステーションしろくま	同 住吉字江端一四番地一	同	同
医療法人橋本医院	鳴門市大津町吉永字四番越四七一番地六	橋本医院訪問リハビリテーション	鳴門市大津町吉永字四番越四七一番地六	訪問リハビリテーション	同